

平成 28 年 2 月 10 日

国土交通省 近畿地方整備局  
琵琶湖河川事務所長 山口 達也 様

河川保全利用委員会  
(琵琶湖河川事務所)  
委員長 市木 敦之

占用許可申請に対する意見書  
(野洲市 野洲川河川公園)

平成 27 年 10 月 14 日付け国近整琵琶占調第 15 号にて意見照会のありました以下の占用許可申請について、下記のとおり答申いたします。

占用許可申請施設の概要

名 称	野洲川河川公園
場 所	野洲市野洲地先～野洲市三上地先 (右岸 8.2 k+54 m ～ 10.4 k+150m)
主 な 施 設	芝生広場、多目的運動場、野球場、陸上競技場、テニスコート、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、健康広場、駐車場
申 請 者	野洲市
占 用 面 積	139,181.10㎡

## 記

### 1. 委員会としての判断・意見

対象施設は、野洲川改修で、広大な河川敷が造成されたことを機に市民ニーズの高かった運動公園として昭和57年2月から野洲川右岸の高水敷に設置されたものである。

占用施設は、芝生広場、多目的運動場、野球場、陸上競技場、テニスコート、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、健康広場が設置されている。施設利用形態は、芝生広場及び健康広場以外は有料施設であり、指定管理者を定めて維持管理及び運営管理が行われており、利用者は健康増進と河川環境を享受し、地域に密着した利用が図られている。

施設利用者数は、年間約7万人（平成26年度）でテニスコートの利用者が約4割と最も多い。

当該施設は、前田樋門水路における川とのふれあいや開放感ある自然環境を体験できる部分はあるものの、多くは利用者が川であることを意識できる施設になっていない。

当該箇所は、占用施設全長にわたり低水護岸との間に幅10m程度の敷地が連続的に確保されており、生物の生息環境を縦断方向に分断する影響は大きくはないと思われる。

その他、駐車場をはじめとした舗装箇所や、公園に伴い設置された不自然な低木の植栽が多く見られ、特定外来生物の生育が確認されている。

当委員会は、基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって対象施設は、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考えます。

前々回意見書（平成20年3月19日付け）及び前回意見書（平成24年3月15日付け）において、施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組み等を求めてきたところである。

これらの意見書に対し、検討が一部進められているが、十分な改善は行われていない。

したがって、当委員会は、対象施設の占用許可の更新にあたっては、下記の意見を付して相当の期間内において改善が行われることを強く求めるものである。

#### 【占用許可期限の更新についての意見】

河川の保全利用の観点から、当委員会は、以下の項目について実施されることが望ましい方向であると考えます。

- ① 一部施設の「自然化」を行うこと。現在劣化が認められる箇所は、利用者の安全に配慮しつつ、早急に行うこと。また、特定外来生物の管理及び対応については河川管理者と協議を行うこと。
- ② 河川敷に設置された守山市、栗東市の類似施設との共有化による代替地の確保または縮小・廃止の調整協議の場を継続すること。

- ③ 「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策についての計画を策定すること。
- ④ 利用されていない（利用者の少ない）施設、過剰であると考えられる構造物は撤去すること。特に遊具、随所にある舗装、低木の植栽を確認したうえで、撤去を講じること。
- ⑤ 川とのふれあいに関し、自然を体験できる空間づくりとして、本川に親しめるような工夫を検討すること。
- ⑥ 上記の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告すること。また、検討結果の報告は、平成29年度の委員会において行うこと。

## 2. 検討の経緯

平成27年10月14日	意見照会書の受理
平成27年10月14日	第48回委員会 ・河川管理者による占用許可申請説明書の説明 ・委員による占用許可申請施設の審議
平成28年 1月 6日	第49回委員会 ・委員による意見書（案）の審議

## 3. これまでに提出した意見書

平成20年3月19日付け意見書  
平成24年3月15日付け意見書

以上